

**治療用材料及び装具**

( P 3 ~ 4 )

**労災保険における看護の給付の取扱い**

( P 5 ~ 7 )



## 治療用材料及び装具

労災医療で支給の対象となる治療用材料及び装具は、患者の傷病の治療の遂行上必要な範囲のものに限られており、その範囲も健康保険で支給の対象とされているものは、労災診療においても認められていますが、それ以外にも労災保険独自にその必要性を認めているものがあります。また、補聴器・眼鏡については、療養の給付では支給は受けられませんが、傷病が治ゆし一定の条件に該当する場合は支給されます。

労災・健保における治療用装具等の取扱い比較

項 目	労 災 保 険	健 康 保 険
装着式収尿器 (人工膀胱)	支給 尿路障害者に支給	支給されず
人工肛門受便器 (ペロツテ)	支給(装着式収尿器の取扱いに準ずる。) 人工肛門造設者に支給	支給されず
浣腸剤	支給 脊髄損傷等神経系の障害による便秘症のある患者で、自力により排便管理の訓練を行っているものに支給	浣腸については、簡単な処置として基本診療料に含まれるので、別に算定はできないが、薬剤を使用した場合は薬剤料を算定できる。
ソフト コンタクトレンズ	支給 (注)視力の屈折矯正のために使用するコンタクトレンズを除く	支給されず
補聴器	支給されず (傷病が治ゆした者には、社会復帰促進等事業費から支給)	支給されず
眼鏡	支給されず (業務災害により視力が0.6以下に低下したものについては、社会復帰促進等事業費から支給)	支給されず
義眼	健保に準ずる	眼球摘出後眼窩保護用として支給
義歯	義歯を業務災害により破損場合、これに要する修理は療養補償範囲に含める。	
コルセット	健保に準ずる	療養上必要であるコルセットは療養の給付として支給すべき治療材料に属するものとして療養費として支給する
歩行補助器 松葉杖	健保に準ずる	医療機関が貸与すべきであるが、療養目的をもって自らが購入した場合は、療養費として支給して差し支えない。
義肢装着前の訓練用 装具(練習用仮義足)	健保に準ずる (仮義手についても仮義足同様取扱って差し支えない。)	診療担当医の指示、指導のもとに使用する場合1回に限り治療用装具として支給 本義足の7割相当額

固定装具	支給	支給
頭部・頸部・軀幹固定用・四肢固定用伸縮性包帯	支給 バストバンド、トラコバンド等は軀幹固定用伸縮性包帯に含める。	支給されず
保護帽子 (頭蓋骨欠損部分保護)	健保に準ずる	人工骨を挿入するまでの間、頭蓋骨欠損部分を保護するものとして支給
ポリネック	支給 療養上必要なものと認められる場合は保険給付して差し支えない。	支給されず
フローテーションパッド	支給 自力による体位変換が不可能若しくは困難な状態が長時間にわたると見込まれる傷病労働者に対し、一人につき1枚支給	支給されず
滅菌ガーゼ	支給 せき髄損傷等による重度の障害者のうち尿路変向による皮膚瘻を形成しているもの又は尿路へカテーテルを留置しているもの若しくはこれらに類する創部を有するもの。 自宅等で頻繁にガーゼを必要とするため、診療担当医が投与の必要を認めたもの。 なお、処置及び手術に当たって使用された場合は、手技料等に包括され、別に算定できない。	一部支給 創傷処置及び皮膚科軟膏処置にあたって使用する場合に限る。

## 労災保険における看護の給付の取扱い

### 看護の保険給付

本件「看護」とは、傷病労働者が医療機関において入院療養を受ける際に、当該医療機関の看護を担当する者（以下「院内看護担当者」という。）による看護以外に、その病状等から判断して医師が治療上必要と認め、看護を担当する者（以下「看護担当者」という。）を外部から求める場合の看護をいいます。

なお、看護の保険給付の対象となるのは、傷病労働者の病状等から判断し、療養上必要とされる期間中に行われるものに限られるのであり、また、単に傷病労働者の不自由又は不便等を補うために行われるものは保険給付の対象とはなりません。

### 看護の保険給付の基準等

#### 1 看護の保険給付の基準について

保険給付の対象となる特別労災付添看護は、次の(1)及び(4)の要件を満たす医療機関において入院療養中の傷病労働者が、(2)の支給要件に該当し、かつ、(3)の看護形態等による看護を受けた場合の看護となります。

##### (1) 対象医療機関

対象となる医療機関（以下「特別労災付添看護病院等」という。）は、入院基本料の届出をした医療機関です。

##### (2) 支給要件

特別労災付添看護は、次のイ～ニのいずれかに該当するものであって、神経系統、精神又は胸腹部臓器の傷病により療養しており、その症状の程度が傷病等級第1級の1又は2に相当する者に支給します。

イ 傷病労働者の病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護婦が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

ロ 傷病労働者の病状は必ずしも重篤ではないが、手術等により比較的長期間にわたり医師又は看護婦が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

ハ 傷病労働者の病状から判断し、常態として体位変換又は床上起座が禁止されているか、又は不可能な場合

ニ 傷病労働者の病状から判断し、食事・用便とも併じ得ないため常態として介助が必要である場合

##### (3) 看護形態

イ 看護担当者数については、上記(2)の支給要件に該当する傷病労働者（以下「対象傷病労働」という。）2人につき看護担当者1人の割合（傷病労働者数を2で除した場合に生じた端数については切り上げるものとする。ただし、健康保険における入院基本料の看護配置が7対1、10対1又は13対1の病院においてはこれを切り捨てるものとする。）で認められます。

なお、対象傷病労働者が親族、友人による看護を受ける場合は、当該傷病労働者を除いた対象傷病労働者 2 人につき看護担当者 1 人の割合（対象傷病労働者数を 2 で除した数に端数が生じた場合はこれを切り上げるものとする。）で認められます。

□ 看護形態については、傷病労働者の症状に応じ医師の判断によるものとします。

#### (4) 入院患者数

特別労災付添看護病院等は、対象傷病労働者を常時 2 人以上収容していることを要します。

この場合において、「常時 2 人以上収容する」とは、当該医療機関において対象傷病労働者を月間の実数で 2 人以上収容していることを常態とするものです。したがって、対象傷病労働者が月間の実数で 2 人未満となった場合には、当該月以降は当該特別労災付添看護病院等に入院療養する対象傷病労働者には特別労災付添看護は認められません。

ただし、従来から特別労災付添看護を認めていた対象傷病労働者については、当該月以降 1 年間に限り、引き続き特別労災付添看護を認めて差し支えないものとしますが、2 人未満となって 1 年を経過したときは、当該対象傷病労働者についても特別労災付添看護は認められなくなりますので、この旨を対象傷病労働者に十分説明してください。

## 2 看護担当者について

- (1) 看護担当者は、保健婦助産婦看護婦法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づく保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦のいずれかの免許を有する者（以下「看護資格者」という。）となります。

ただし、看護資格者を求めることができないと認められる場合において、看護資格者以外の者（以下「看護補助者」という。）が当該医療機関の主治医又は看護婦の指揮を受けて看護の補助を行うときには、当該看護補助者を看護資格者に準じて取り扱います。

- (2) 傷病労働者と親族又は友人関係にある者によって当該傷病労働者が受けた看護は、保険給付の対象として認められませんが、緊急その他やむを得ない事由により前記(1)の一般の看護担当者を求めることができない場合に限り、これらの者による看護についても保険給付の対象となります。ただし、この看護は看護担当者 1 人が傷病労働者 1 人を担当する看護（1 人付看護）の場合についてのみ認められます。

## 3 看護費用の範囲について

- (1) 看護に係る費用のうち保険給付の対象となるのは、看護料、受付手数料、紹介手数料、第二種特別加入保険料に充てるべき手数料及び次の(4)で定める看護担当者の往復旅費となります。
- (2) 看護料には、看護担当者の食料、寝具料等看護に必要な一切の費用を含むものとします。
- (3) 受付手数料、紹介手数料及び第二種特別加入保険料に充てるべき手数料は、傷病労働者が有料職業紹介機関を通じて看護担当者を求めるために当該手数料を負担した場合に限り支給するものとし、その額は職業安定法施行規則第 20 条の別表に定める額の範

圏内において実際に負担した額となります。

- (4) 看護担当者は、傷病労働者が入院している医療機関に近い地域において求めるのが原則ですが、やむを得ない事由により当該医療機関より片道、鉄道 100 キロメートル、水路 50 キロメートル又は陸路 25 キロメートルを超える地域において看護担当者を求めた場合で、かつ、看護担当者の旅費を傷病労働者が負担した場合に限り、看護担当者の旅費としてその雇入れ期間を通じ 1 往復の実費（最も経済的な通常の経路及び方法によること。）を支給します。

ただし、看護担当者が傷病労働者の親族又は友人であるときは、旅費は支給しません。

#### 4 看護料の支給について

看護料は、昭和 62 年 3 月 12 日付け基発第 132 号の「労災保険における看護料算定基準」（以下「看護料算定基準」という。）に基づいて支給します。

#### 5 看護料の請求手続きについて

- (1) 請求手続は、傷病労働者が、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に「療養（補償）給付たる療養の費用請求書」（様式第 7 号(1)又は第 16 号の 5(1)）により請求することとなります。

なお、当該請求書には「看護費用の額の証明書」（別紙様式 1）を添付します。

また、「看護費用の額の証明書」の右上余白には「特別」と表示します。

- (2) 特別労災付添看護病院等が労働者災害補償保険法施行規則第 11 条第 1 項の医療機関であって、対象傷病労働者に代わって当該病院の長がその看護料を立替払いした場合には、特に診療費と合わせ「診療費請求内訳書」により請求することができるものとし、その記入方法は、当該内訳書右片の「80 その他」欄に「特別労災付添看護料」と表示し、その金額を記載します。

なお、この場合、当該内訳書には「特別労災付添看護費用明細書」（別紙様式 2）を添付します。

#### 6 誓約書について

入院療養する傷病労働者の看護に当たることとなる外部からの看護担当者であっても、当該医療機関の主治医又は看護婦の指揮の下に看護を行うものであるため、当該医療機関の長は当該看護担当者から主治医又は看護の指揮に服する旨の誓約書（別紙参考）を徴しておくよう関係者を指導してください。

#### 経過措置

平成 18 年 3 月 31 日において、労災付添看護を受けており、引き続き看護が必要な傷病労働者については、本件支給基準等にかかわらず、従前の基準により保険給付が支給されます。

また、この場合、看護料については、平成 18 年 3 月 31 日における看護料算定基準の労災付添看護に基づいて支給されます。